

＜電子成果品作成支援・検査システムの利用許諾条件＞

国土交通省大臣官房官庁営繕部は、営繕工事電子納品要領又は建築設計業務等電子納品要領に基づく電子成果品の作成または検査のための本システムの利用を、次の条件に同意した個人又はグループ（以下、「利用者」という。）に許諾するものとします。

1. 利用条件

本システムは、日本国の著作権法及び国際条約による著作権保護の対象となっており、本システムを第三者に配布することは禁じられています。

また、本システムを構成するコンポーネントを使用した派生物の生成やその配布も禁じられています。

2. 著作権

本システムの著作権は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が保有しています。

3. 責任制限

本システムを利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、利用者がその全ての責任を負うものとし、国土交通省大臣官房官庁営繕部は一切の責任を負いません。

また、本システムの内容及び本システムを利用した結果について、国土交通省大臣官房官庁営繕部が保証するものではありません。

4. その他

- 1) 本システムに関する不具合など発見された場合は、その内容等を国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課 施設評価室までご連絡ください。
- 2) 本システム及び本利用許諾条件は、予告なしに内容を変更する場合があります。